

定款改定後の新組織の組織図

平成28年6月1日以後の体制

平成27年度総会時に1名の会員より昨年度の総会で承認された組織図では一部の会員のみが組織の決定に参加しているような印象があり、不適切ではないかとの意見が出され、定款規程改訂作業部会で検討した結果、新定款の基では以下の組織図のように訂正することにした。執行理事会は法律の必要要件ではないため、事業執行連絡委員会に吸収する。

【各組織の構成メンバー】

総会	正会員による協会の最高決定機関、すべての社員(正会員)をもって構成する。
理事会	選挙に依って8名以上21名以内で選出され、総会で承認された理事に依る事業決定機関
執行理事	本会の会長を代表理事とし、副会長、専務理事に加え、専門の業務担当理事を3人を限度として、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とする。各業務内容は、総括責任、総務、事業、財務、広報、海外渉外、国内渉外、事務局統括等
委員会	委員会の委員は、会員のうちから、理事会が選任する。
事業執行連絡委員会	事業執行連絡委員会は、会長、副会長、専務理事、事業執行理事及び各部会長により構成される。理事の代理は出来ない。 部会長欠席の場合は副部会長のみ代理可能。議題により上記以外の出席者を認めることができる。
部会	定款第59条（部会）により、部会の委員は、部会推薦委員を理事会が審議し、承認する。非会員の部会の委員は、正会員より推薦された学識経験者などの個人のうちから、理事会が選任する。 (部会長と副部会長) 部会長は正会員から選出 副部会長は正会員もしくは賛助会員から選出
研究会	研究会の構成員は、正会員、賛助会員により構成される。研究会の構成員は部会の承認を必要とする。 研究会の主旨は研究会の構成員の正会員から互選により選任する。 事業内容によっては、必要に応じて非会員の参加も認める。 この場合は、各研究会の主旨の推薦により、部会で承認を必要とする。

【それぞれの役割】

総会	社員総会は当協会の最高決議機関とする。総会の決定事項は定款第15条(権限)による。
理事会	理事会は協会運営に関する重要事項を審議し、業務の執行を決議する。 定款第39条(権限)により、理事会は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条、90条及び定款に定める職務を行う。
執行理事	執行理事は、理事会の決定に基づき、本会の業務を執行する。理事を代表し、事業執行連絡委員会を運営し、委員会の監督を行う。
委員会	定款第58条（委員会）により事業の円滑な遂行を図るために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置する。
事業執行連絡委員会	事業執行連絡委員会は、事業執行連絡委員会規程に則り、理事会の執行方針に基づき事業の遂行の具体化ならびに運営の経常的な業務に関する事項を審議し、理事会に上程する。
部会	定款第59条（部会）により、各分野における情報収集と研究及び情報提供活動等の事業を実施する。下部機構としてのおのおの所属の研究会を設けるものことが出来る。
研究会	定款第59条（部会）により、事業内容により、部会の下部機構としてのおのおの所属の研究会が設置される。

